公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東淀川警察署 | 新設工事で設置した冷暖房機について、公有財産台帳に誤って建物付属設備の登載を行っていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 財産名称 | 異動年月日 | 取得金額 | | 庁舎 | 令和５年11月29日 | 455,425円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。  【大阪府公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳等管理システムに係るFAQ】  ３　固定資産計上基準関連  Q３-25　冷暖房設備における建物（建物付属設備）、工作物、物品の判断基準は？  ①　一般的な家庭用タイプの壁掛け式等で、１室のみを冷暖房するものは物品 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月13日）